

*J2000(H20)*

**経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項**

## 経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項

扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗濯機（乾燥機能を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体になっているものに限る。） テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限る。）にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

- a) 製造年
- b) 設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間をいう。）
- c) 「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある。」旨